

第六條 米麥以外ノ主要食糧ノ輸出又ハ移出ハ命令ヲ以テ指定スル期間鮮太廳長官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 米麥以外ノ主要食糧ヲ輸入又ハ移入シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入又ハ移入シタル米

麥以外ノ主要食糧ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ權太食糧營團ニ賣渡スベシ

第八條 左ニ掲タル事項ハ食糧管理法施行令第十九條ノ規定ニ拘ラズ拓務大臣農林大臣ニ協議シテ之ヲ行フ

一 食糧管理法第十五條第三項ノ規定ニ依リ權太於ケル從タル事務所ノ設置ヲ認可スルコト

二 食糧管理法第二十條ノ規定ニ依リ權太ニ於ケル業務ニ關シ主要食糧ノ配給上必要ナル事業ヲ行フベキコトヲ命ジ其ノ他公益上必要ナル命令ヲ爲スコト

三 食糧管理法第二十一條第一項ノ規定ニ依リ權太ニ於ケル業務ニ關シ倉荷證券ノ發行ヲ許可スルコト

四 食糧管理法第二十三條第一項ノ規定ニ依リ權太ニ於ケル業務ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ認可スルコト

五 食糧管理法第二十三條第二項ノ規定ニ依リ前ト

六 食糧管理法第二十條ニ於テ進用スル農地開發法第三十九條ノ規定ニ依リ權太ニ於ケル業務ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコト

附 則

第九條 本令ハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行スハ朝鮮總督之ヲ行フ

第十條 第一條第三項中權太ニ設立セラル地方食糧營團(以下權太食糧營團ト稱ス)トアリ第三條第四項、第五條第二項第一號及第七條中權太食糧營團トアルハ權太食糧營團成立ノ日迄ハ權太糧穀株式會社トス

第十一條 食糧管理法第五十一條ニ於テ準用スル同法第四十七條第二項ノ規定ニ依リ解散ヲ命ズルコトヲ得ル法人ハ權太糧穀株式會社トス

第十二條 食糧管理法朝鮮施行令の公布

食糧管理法朝鮮施行令は昭和十七年六月二十七日付官報を以て左の如く公布された。

第十三條 食糧管理法朝鮮施行令の公布

(昭和十七年六月二十六日勅令第五百九十七號)

本令ハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 食糧管理法臺灣施行令の公布

(昭和十七年六月二十六日勅令第五百九十八號)

本令ハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十五條 食糧管理法臺灣施行令は昭和十七年六月二十七日付官報を以て左の如く公布された。

第十六條 食糧管理法臺灣施行令の公布

(昭和十七年六月二十六日勅令第五百九十九號)

附 則

第三條 食糧管理法第十一條第一項ノ規定ニ依ル許可

ハ朝鮮總督之ヲ行フ

前項ノ許可ハ左ノ各號ノ一一該當スル場合ニ於テハ之ヲ受クルコトヲ要セズ

一 朝鮮總督ノ指定スル者ガ米麥ヲ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入スルトキ

二 船用品タル米麥又ハ命令ヲ以テ定ムル旅客ノ携帶品タル米麥、標本米麥ノ他之ニ準ズベキモノヲ輸出若ハ移出シ又ハ輸入若ハ移入スルトキ

三 帶品タル米麥、標本米麥ノ他之ニ準ズベキモノヲ輸出若ハ移出シ又ハ輸入若ハ移入スルトキ

四 条 米麥以外ノ主要食糧ニシテ朝鮮總督ノ指定スルモノノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ハ朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

五 朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

六 朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

七 朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

八 朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

九 朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

十 朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

十一 朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

十二 朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

十三 朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

十四 朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

十五 朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

十六 朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

十七 朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

十八 朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

た。

第十一條第一項第四項ノ規定ニ關係アル範圍内ニ於テ、同法第四十五條ノ規定ハ米穀統制法及米穀自治管理法ノ廢止ニ關係アル範圍内ニ於テ之ヲ臺灣ニ施行ス

第二條 食糧管理法施行令第十六條乃至第十八條、第十九條第一項及第二十四條ノ規定ハ之ヲ臺灣ニ適用セズ

第三條 第一條第一項ノ規定ニ係ル食糧管理法第十一條第一項ノ規定ニ依ル許可ハ臺灣總督之ヲ行フ

前項ノ許可ハ左ノ各號ノ一一該當スル場合ニ於テハ

之ヲ受クルコトヲ要セズ

一、政府ノ命令ニ依リ米麥ヲ輸出シ又ハ輸入スルトキ

二、政府ガ米麥ノ買入又ハ賣渡ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ委託ヲ受ケ米麥ヲ輸出シ又ハ輸入スルトキ

三、船用品タル米麥又ハ命令ヲ以テ定ムル旅客ノ携帶品タル米麥、標本米麥其ノ他之ニ準ズベキモノヲ輸出シ又ハ輸入スルトキ

第四條 米麥以外ノ主要食糧ニシテ臺灣總督ノ指定スルモノノ輸出又ハ輸入ハ臺灣總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則
本令ハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

食糧營團運營大綱の決定

食糧管理法に基く中央並に地方食糧營團設立並にその運營方針に關し農林省は昭和十七年七月十六日全國地方經濟部長會議に於いて左の如き運營大綱を指示し

食糧營團運營方針大綱

第一、食糧營團の取扱物資

一、米穀(一)米穀は原則として政府より地方食糧營團に賣却し地方食糧營團において精米としてまた玄米のまゝ實需者に配給するものとする。(二)外地米については中央食糧營團において政府の委託を受け外地より買入れ政府に引渡すものとする。

二、麥類(大麥、裸麥、小麥) 麥類は原則として政府より中央食糧營團に賣却し中央食糧營團はこれを加工または原麥のまゝ地方食糧營團に賣却するものとすること

三、精麥、小麥粉、乾麵、乾パン、精麥、小麥粉、乾麵、乾パンの製造加工は中央食糧營團において

それべて製造業者に直接または工業組合を通じ委託または販賣買取等の方法によりこれをなすものとし、製品となしたる上地方食糧營團に賣却するものとすること

四、パン、パンは地方食糧營團において委託または販賣買取等の方法により製造したる上地方の實情に應じ營團の系統を通じまたは從來の配給の系統を通じ實需者に配給するものとすること

五、甘藷及び馬鈴薯の澱粉及び粉 甘藷及び馬鈴薯の澱粉及び粉は小麦粉混入用として中央食糧營團において日本澱粉株式會社より買受け製粉の際製粉工程において小麦粉に混入するものとすること

六、甘藷、馬鈴薯 甘藷及び馬鈴薯は原則として中

央食糧營團においては「これを販賣はざるものとするも米麥と綜合配給をなす必要ある場合は地方食糧營團においてこれを販賣はざるものとするも地方の實情によ

りこれを取扱ふことを適當とする地方にありては地方食糧營團においてこれを取扱ふものとする」と

七、雜穀 雜穀は原則として中央食糧營團において貯藏するものとすること

八、貯藏物資 (一)非常用貯藏物資は中央食糧營團において貯藏するものとすること (二)貯藏物資を更新等のため賣却をなす場合は乾麵及び乾パンは營團の系統を通じ、その他の物資は當該物資の配給の系統を通じ賣却するものとすること (三)貯藏物資を非常用として配給する場合は營團の系統を通じ行ふものとすること

九、取扱物資の輸移出 輸移出するものについては原則として政府より中央食糧營團に賣却し中央食糧營團において輸移出をなすものとすること

第二、製造加工業の取扱

一、製造加工業者は營團設立後といへども原則として獨立の企業者として存置するものとし、營團はこれ等の業者に委託または販賣買取等の方法により製造加工をなさしむるものとすること

二、製造加工業に關する道府縣の工業組合はこれを存置するものとし中央食糧營團(製パンについて)は地方食糧營團(製パンについて)は道府縣の工業組合を通じて委託または販賣買取等の方法により業者に製造加工をなさしむるものとすること、但し大規模の製造加工業者にして工業組合を通せざるを適當とする